

平成30年度 第16回 横浜市環境影響評価審査会 会議録	
日 時	平成31年 3 月 1 日（金）10時00分 ～ 11時00分
開催場所	関内中央ビル10階 大会議室
出席委員	奥委員（会長）、葉山委員（副会長）、菊本委員、木下委員、五嶋委員、田中稲子委員、田中伸治委員、津谷委員、中村委員、水野委員、横田委員
欠席委員	押田委員、岡部委員、堀江委員
開催形態	公開（傍聴者 15人）
議 題	1 （仮称）みなとみらい21中央地区37街区開発計画 第2分類事業判定届出書について 2 中外製薬株式会社 横浜研究拠点プロジェクト 環境影響評価準備書について
決定事項	平成30年度第15回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。
議事 1 平成30年度第15回横浜市環境影響評価審査会会議録確定 特に意見なし 2 議題 (1) （仮称）みなとみらい21中央地区37街区開発計画 第2分類事業判定届出書について ア 答申（案）について事務局が説明した。 【奥 会 長】 延べ面積ですが、計画段階配慮書では122,000㎡になっており、答申案では123,000㎡となっていますが、これはこれで大丈夫でしょうか。 【事 務 局】 事業者から計画の進捗に合わせて精査をしたところ延べ面積が若干増えると聞いており、お手元に配布しております第2分類事業判定届出書添付資料の時点で、123,000㎡に更新されております。 【奥 会 長】 それでは、ただいま御説明のありました答申案の中身につきまして、御意見がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。 【奥 会 長】 前回の審査会で、委員の皆様も、結論としては相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるとは認められないという方向性でよろしい、という御意見だったと思いますが、いかがでしょうか。 【中村委員】 前回審査会の会議録にもありますように、いろんな指摘をされたことに対して十分に対策が徹底されるのであれば、という御発言がありましたが、それは前提になっているので、この答申案には入らないということでしょうか。 【事 務 局】 事務局としては、事業者が審査会の場で説明された内容については、事業者自らの責務において当然やっていただくべきことと考えておりますので、そういった考えから答申案には記載しておりません。 【中村委員】 特に保育所等に対しては何か一言でも書いていただければ、と思ったのですが、この審査会の場で説明されて、十分にやるということが公言されていることである、ということは理解しました。 【事 務 局】 本日この内容で答申を確定いただきますと、今後、事業者が配慮市長意見見解書をまとめます。そちらの中で、これまで審査会で説明のあった保育所等との位置関係やそれらに対する配慮の考え方、今回説明の中で追加の配慮事項も説明されておりますので、そういったところの記載	

を必ずしていただくことになっております。

【奥 会 長】 そこで担保されるということであれば、答申としては、この内容でよろしいでしょうか。

【中村委員】 はい。

【津谷委員】 結論は問題ないのですが、答申案の最後の文章で、「審議した結果、環境影響を受けやすいと認められる対象は存在しますが」というところについて、前回までの判断では、この環境影響を受けやすいと認められる対象を例示していませんでしたでしょうか。これで終わらせていましたでしょうか。

【事 務 局】 直近の第2分類事業判定届出が出されている事業は、同じ高層建築物の建設の事業が2件ございましたが、これらについても、答申の本文の最後は同じ記述にしております。

ただ、それらの2件につきましては、例えば、近隣に小学校がある、駅前での再開発であるといった理由から、附帯意見を付けた答申としており、この附帯意見の中で少し具体的なことに触れています。

今回の審議の中で、対象は存在しますが附帯意見として掲げる特段の事項はないという方向性でおまとめいただきましたので、答申の本文はこれまでと同様な記載とし、附帯意見はなしとさせていただきます。

【奥 会 長】 他に御意見がないようでしたら、答申案の文面のとおりで修正なしということではよろしいでしょうか。

【委員一同】 （うなづく様子）

【奥 会 長】 それでは、修正なしということで答申を確定させていただきます。

(2) 中外製薬株式会社 横浜研究拠点プロジェクト 環境影響評価準備書について
ア 指摘事項等一覧について事務局が説明した。

特に意見なし

イ 検討事項一覧について事務局が説明した。

ウ 審議

【横田委員】 「内水氾濫の対策について」の1点目でグリーンインフラの導入について評価書に記載することとありますが、現在グリーンインフラとして位置付けられているのが、西側の緑道、特にレインガーデンといった設備的な対応というように解釈しがちですけれども、流出環境を抑制するということが非常に重要な視点でもあろうかと思えます。指摘事項一覧の中でも、最初の頃にはそういった視点を指摘していました。例えば屋上緑化をできるだけ施して屋根からの流出抑制に心掛けることとか、敷地内の緑地空間の確保といったように、幅広く流出負荷の低減に対応していただくというような内容にしていきたいと思いました。

「周辺住民への情報提供について」ということについて、下に関わってくるかもしれませんが、リスクが発生しそうな時のコミュニケーションの手段であるとか、モニタリングに関しては、行政と一体になってやっていただくことが重要であると思えますので、そういった連携の在り方に関しても指摘するとよろしいのではないかと思います。

「景観」について、情報としてはこれでよろしいかと思えますが、例えば西側歩道からの近景や緑道の将来像といったものでは、問題となっていたのは恐らく圧迫感ということかと思えます。それに対して、緑道の設置によって、例えばどのような緩和効果を得られるとするのか、そういった

圧迫感の低減に対する評価に関しても記載をしていただくことが必要ではないかと思います。

【奥 会 長】 最後の点は、景観のところですか。

【横田委員】 恐らく西側歩道からの近景と緑道の部分ですが、イメージを作成するのが目的のように受け取れますので、圧迫感に対する評価を記述していただくことが必要ではないかと思います。

【奥 会 長】 3点の御指摘がありました。検討事項一覧を踏まえて次回に答申案を事務局に作っていただくことになりますので、その中に、今の御意見の内容を盛り込んでいただくという工夫をしていただければと思います。

【事 務 局】 グリーンインフラの中に、屋上緑化は入るのでしょうか。

【奥 会 長】 入ることがあります。中身がもう少し分かるような記載をしてほしいということではないでしょうか。

【横田委員】 グリーンインフラは定義がはっきりしていない言葉ですので、具体例をきちんと示すことが必要だと思います。グリーンインフラと総称するのではなく、雨水流出抑制に資する緑道空間であるとか、屋上緑化などのグリーンインフラというように例示を示すことが大事ではないかと思います。

【事 務 局】 2点目のリスクが発生しそうなときの情報提供やモニタリングについては、事業者から、「今後、戸塚区と協議をしていきます」という御説明があったかと思います。評価書の提出までにその協議が終わって、評価書に内容が残るということは難しいのではないかと考えています。そういった御意見があるということを事務局から事業者に再度申し伝え、戸塚区との協議を進めてくださいということではいかがでしょうか。

【奥 会 長】 この記述の中に、市と連携を図りながら必要な情報提供に努めることという記載をしてほしいという御意見かと思いますが、そのように対応してください。

【事 務 局】 分かりました。

【奥 会 長】 3点目の圧迫感についてはいかがですか。

【事 務 局】 3点目の圧迫感の話ですが、西側歩道から見た近景についての御指摘かと思いますが。圧迫感の検討ということですが、フォトモンタージュを通じて見える景色がどうかということでしょうか。

【横田委員】 これまでの影響を含めて、景観自体の変化の予測だけではなく、景観の予測に対する評価ということが求められると思います。新しく情報更新する以上、予測結果に対する評価というものも更新されることが必要ではないかと思います。

【事 務 局】 指摘事項15ページになります。いまフォトモンタージュという言葉を使ってしまいましたが、西側敷地の西側マンションの前の道路から真正面を見たイメージにつきましては、現況の写真に何かを付け足してフォトモンタージュを作ることは余りにも近接し過ぎていてできず、全てを事業者がCGで作ったイメージ図になります。前提があって、それを予測評価することとは違ったものです。あくまでもイメージ図であり、予測評価の評価まではなかなか難しいと話を聞いていますが、いかがでしょうか。

【横田委員】 余り良く分かりませんが、予測評価はセットで考えることではないのでしょうか。予測だけでよろしいのでしょうか。

【奥 会 長】 事務局の話は、フォトモンタージュの作成は審査会が依頼してやっていただいたもので、それが必ずしも予測というレベルではないということではないかと思います。

横田委員の御意見は、こういった見え方になることが示されたので、それによる効果はどうかということに合わせて記述していただくべきだという御意見かと思います。

それを答申案に盛り込むかどうか、盛り込み方が難しいかもしれませんが、まずは事業者の方に伝えていただき、答申案にどのような形で盛り込めるか検討してください。

【事務局】 検討します。

【水野委員】 「周辺住民への情報提供について」ですが、内容については「引き続きホームページやニュースレター等を活用して」とありますが、審査会の中で具体的にそのような方法でやるという意見は出ていなかったと思います。指摘事項等一覧を見ると、理解を得られるようなコミュニケーションが必要ではないかというニュアンスに思えます。一方的な情報提供だけではなく、周辺住民とのコミュニケーションをどうするのかということを書いた方がいいのではないかと思います、それは言外に入っていると考えていいのでしょうか。

【事務局】 指摘事項等一覧1ページから2ページかと思います。住民の方の御意見があるということを踏まえ、審査会としては要望しかできないが、アセス手続とは別に説明を十分に理解を得る努力が必要ではないでしょうかという内容です。この後の事業者の手続としては、評価書を提出し、その後、工事に入り、事後調査へと流れていきます。審査会として、どこまで踏み込んで話ができるかということは非常に難しいところです。これについて、事業者から補足資料として平成31年1月29日の審査会で御説明があり、事業者は今まで例えばホームページを作ることや、ニュースレターを近隣の住民の方に発行して色々と情報提供をしてきましたという御説明がありました。これについては、引き続きやっていくという姿勢ですという御説明がありましたので、それを踏まえ、審査会としても、そういった情報提供を引き続きやっていく取組を続けていただきたいということがありましたので、このような内容の趣旨で記載させていただきました。

【水野委員】 分かりました。先ほど言ったこと、それ以上のことについては事業者が自主的に対応してくださいという話になるのでしょうか。コミュニケーションの取り方については、事業者が審査会で説明されたので、それに基づいて自分たちでやっていただくということで理解してよろしいでしょうか。

【事務局】 事業者から、ホームページ、ニュースレターや、コールセンターも開設しているということで、それについては引き続きやっていくというように御説明があったので、それをやっていただきたいという内容です。

【奥会長】 審査会としては、これまで事業者が努力されてきたことは引き続きやっていただくとともに、より充実した住民とのやり取りの場というものを設けていただきたい、いわゆるコミュニケーションです。ニュースレターやホームページはある意味一方通行なものですから、それだけでは十分ではないのではないかという認識の下に審査会では意見が出されたので、そのようなニュアンスをもう少し盛り込んでいただきたいと思います。騒音や振動のところで「住民に対して事前に丁寧な説明を行うこと」と入っていますが、このようなニュアンスを、事業全般に関して住民に十分な説明をして可能な限り御理解を得るような努力を継続してやっていただきたいという趣旨として「周辺住民への説明について」にも入れていただくと良い

のではないかという御意見です。それはこれまでも審査会で多々出てきた御意見ですので、そのようにしていただけますか。

【事 務 局】 答申案までに検討させていただき、提示させていただきます。

【中村委員】 指摘事項等一覧の安全の項目について、例えばRIや微生物について色々なリスクがあった時には、戸塚区と対応するとか、住民にこう説明するということが書かれています。化学薬品については、管理体制がこうですとあります。それで最後に、評価書の段階では記述を充実させるということになっているので、化学薬品だけではなく、安全全般について、もう少し言葉を足していただければと思います。

【事 務 局】 化学薬品を特出しした理由ですが、準備書6.9-34ページを御覧ください。化学薬品、RI、実験動物というように区別して説明されている内容になりますが、例えばRIについては管理体制が、遺伝子組換え実験管理体制についても、図で説明されています。化学薬品についても、文章で説明されていますが、少し分かりづらいという御指摘が五嶋委員からありました。それを踏まえまして、化学薬品についても、このような図があることが必要ではないかと御意見がありましたので、それに基づいて検討事項一覧を作成いたしました。

【五嶋委員】 中村委員の御指摘のとおり、私も少し違和感がありましたが、この検討事項一覧の性格からすると、もう少し全般的に書いた方がいいのではないかと思います。私が準備書6.9-34ページ以降を見て思ったことは、他の実験は管理体制を載せているのに、なぜ化学薬品は抜けているのかということです。管理体制というものは、網目の様に全体的に網羅されていないといけません。しかし、化学薬品のところが抜けているので、その点を見ると、もっと全般的に綿密な管理体制について検討してほしいという感覚を持ちました。だから、足りないから化学薬品だけ抜き出して触れているということは、この文書の性格からすると少し合わないのではないのでしょうか。

【奥 会 長】 評価書の作成に向けて、どこを充実していただきたいかといったときに、準備書6.9-34, 35ページでは、この管理体制の図を化学薬品についても入れてほしいと明確に指摘しているということです。それ以上に、どのような内容の充実を求めるか、ここで何かあればということになります。が、いかがでしょうか。

【中村委員】 先ほど、横田委員の御指摘でリスクの時の情報提供をどうするかということについて、戸塚区との調整があるからということでした。それに対し、会長が市とよく相談しながらということでしたが、その言葉だけで良いのでしょうか。色々な情報提供はそれで良いと思いますが、何か生じた時の情報提供はそれで良いのか少し気になります。特に安全の面です。

【奥 会 長】 リスクが顕在化するか、若しくは、その恐れがある時に、どのように周辺に対して情報提供も含めて対応するのかということの中身についても記述を求めた方がいいのではないかという趣旨のようですが、いかがでしょうか。

【事 務 局】 五嶋委員の御指摘は、全般的に色々な管理体制が網羅されていることが大切であるとのことですので、準備書の記載を踏まえ、化学薬品のところは追加していくという趣旨で答申案を作成させていただければと思っています。

中村委員の御指摘は、先ほどの情報提供のところに、よく市と協議をし

ながらという形で作成させていただき、それを御覧になった上で御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【奥 会 長】 中村委員の御指摘は、事業計画や工事中の環境影響評価とは別に、安全に関わる情報提供を別建てで示していただく方がいいのではないかと思います。ことですが、他の委員の方はいかがでしょうか。

【横田委員】 そういった事後のリスク対応ということは、確実に事後調査の範疇だと思います。事後調査の計画の中にきちんと位置付けていただくことが、より重要な点ではないかと思います。例えば、コミュニケーションが取れているかということも含めて、事後調査を行うということです。

【奥 会 長】 あらかじめ安全管理体制の中に情報提供の在り方をどうやっていくのかということも入れていただきたい、評価書に記載していただきたいという趣旨でしょうか。

【横田委員】 事後調査計画においても位置付けてほしいということです。

【奥 会 長】 事後調査は難しいと思います。

【事 務 局】 それでは、安全の項目で、情報提供というところを中村委員の御指摘に沿うように作成することではいかがでしょうか。

【奥 会 長】 そうですね、それでお願いいたします。

【横田委員】 以前から思っていたことなのですが、項目選定について、生物多様性に関しては準備書の段階で選定されていますが、浸水に関しては選定されていません。これだけ予測評価していれば、十分に項目選定したことと同等の調査予測評価がされていると思うのですが、項目選定の再選定として、浸水を項目に加える必要があるのではないのでしょうか。

【奥 会 長】 評価書段階で新たな項目選定ということでしょうか。

【横田委員】 それが適切かどうかは、この場で審議していただければと思います。

【奥 会 長】 手続上は、それを要望する段階ではないと思います。ただし、情報としてはかなり出しているから、それで何か不十分な点があるかどうかということで、何か評価書に記載を求めるということはあるかもしれませんが、もし、今まで事業者が出してくださった情報で不足があるということであれば、そこを指摘して、可能な限りこの部分の説明をしてくださいということは言えるかと思いますが、新たな項目選定を求めることは、もはや無理かと思います。

【横田委員】 そのような御判断であれば、それでよろしいと思います。資料編に記載されていることが気になりました。ずっと資料編のままでいいのでしょうか。本編に入る可能性があればと思いました。

【奥 会 長】 今までの補足資料は公表されていますが、その中身を最終的に評価書に盛り込んでいただくということは出来ますか。

【事 務 局】 審査会に提出された資料ですので、補足資料そのものも評価書の中に綴じられるかと思います。

【奥 会 長】 横田委員、それでいかがでしょうか。

【横田委員】 現状維持ですね。

【奥 会 長】 評価書の中には盛り込まれるということです。最終的に、アセス図書として取りまとめられるということです。

【事 務 局】 浸水につきましては、元々は事業用地に降る雨に対する対策は施すという故に、自分の敷地に降った雨が他所に影響を与えることは元々ないという前提ですので、浸水の項目については元々挙げていません。しかし、周辺住民の方々から盛土をすることによる影響というものが懸念される御意

見が多数ありましたので、事業者自らの対応として、予測をしたり情報提供をするというスタンスで準備書に盛り込んだという経緯があります。そういった意味で資料編に掲載しているという趣旨です。

【横田委員】

分かりました。

【五嶋委員】

葉山副会長に教えていただきたいのですが、生物多様性のところで「当該用地の一部にコチドリに適した」とありますが、このような表現で良いのでしょうか。別にコチドリだけを考えているわけではなく、コチドリは野鳥の代表と考えていいのですよね。それとも、コチドリを特定しているのでしょうか。

【葉山副会長】

将来用地は広場として、空地として、しばらく残ることを考えると、事前に現地見学させていただいた時にコチドリの生息の可能性が見受けられましたので、それを前提にして対応していただければ、一時的なものではありますが、生物多様性に若干資するのではないかと意図しました。

【五嶋委員】

野鳥の生息の状態を全部把握することはできないので、もしかしたらコチドリ以外にも野鳥が生息しているかもしれません。そのようなことを考えると、「コチドリの様な野鳥」という表現の方が妥当ではないかと感じました。コチドリは実際に生息が観測されたので、コチドリを守れば、他の野鳥も守ることになるだろうということですよ。

【葉山副会長】

コチドリの繁殖行動は、かなり限定的な空間を求めて繁殖します。他に類似した種は余りいませんので、コチドリに限定した指摘をしました。

【奥 会 長】

たくさん御指摘いただきましたが、本日いただいた御意見を踏まえて検討事項一覧の内容を充実させて、中身がしっかりと見えるように留意しながら、事務局は答申案を次回に向けて作成してください。

資 料

- ・平成30年度第15回（平成31年 2 月14日）審査会の会議録【案】
- ・（仮称）みなとみらい21中央地区37街区開発計画が環境に及ぼす影響に係る答申（案） 事務局資料
- ・中外製薬株式会社 横浜研究拠点プロジェクト 環境影響評価準備書に関する指摘事項等一覧 事務局資料
- ・中外製薬株式会社 横浜研究拠点プロジェクト 環境影響評価準備書に関する検討事項一覧 事務局資料